

公 示 送 達

下記の事業者につき、内航海運業法第17条第1項第2号の規定に基づき内航海運業の登録を取り消すこととなったので公示する。

神戸運輸監理部海事振興部貨物・港運課にて取消通知書を保管してあるので、対象事業者は出頭の上交付を受けること。なお、令和7年5月7日までに交付を受けなかった場合は、当該通知が到達したものとみなす。

記

1. 事業者名及び登録番号

有限会社新明海運 (神R1362)

晃和建设株式会社 (神R1122)

栄神海運建設株式会社 (神R1121)

2. 根拠となる法令の条項

内航海運業法第17条第1項第2号

3. 原因となる事実

内航海運業法に定める総トン数又は長さの船舶を所有していないこと。

4. 登録を取り消した日

令和7年3月31日

以上

令和7年4月21日

神戸運輸監理部長

